

東播都市計画下水道の変更について

令和8年1月15日（木）
三木市役所4階 特別会議室

東播都市計画下水道の変更について

1. 変更の概要

東播都市計画下水道（三木市公共下水道）の「排水区域」を変更する。

2. 変更理由

今回の「ごみ処理場の拡大区域」については、公共下水道計画区域外であるため、このたび区域に編入するものである。

また、区域外流入箇所については、下水道事業計画に位置付けしなければ今後の改築等の実施に支障をきたすため、下水道事業全体計画と現状の整合を図る必要があることから、このたび下水道事業計画への位置付けを行う前段として、都市計画決定の変更を行うものである。

3. 変更内容

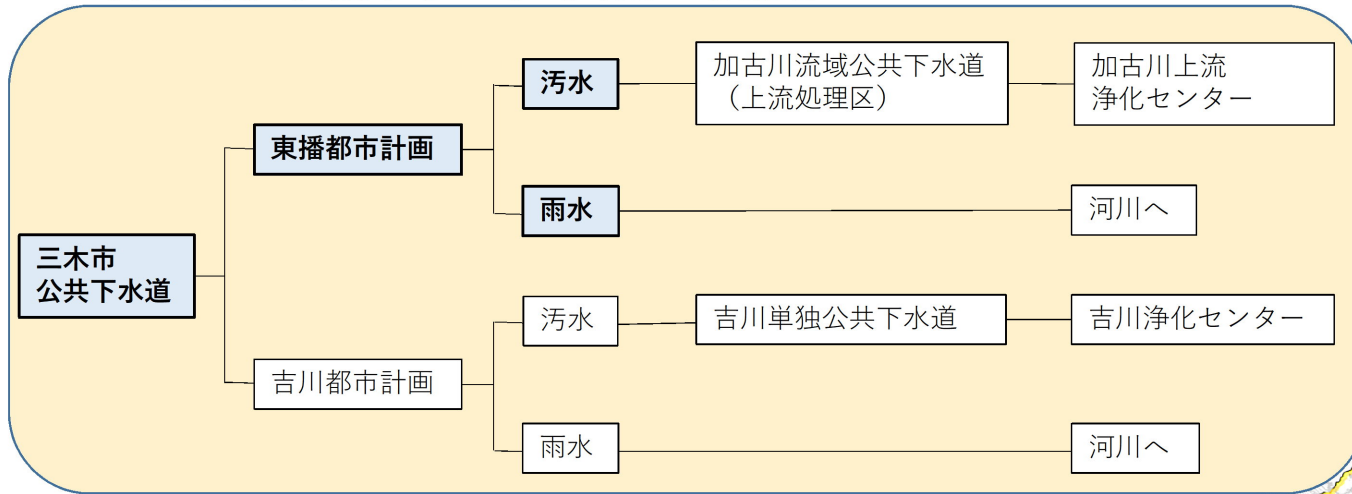
(1) 排水区域（污水）：合計43か所

- ・ごみ処理場の拡大区域の追加・・・④⑩
- ・区域外流入箇所の追加・・・①～③⑧、④①～④③ ※整備済み
（加古川流域公共下水道（上流処理区）の全体計画と整合を図る）
- ・線引き見直しによる追加・・・③⑨
（過去の線引き見直しにより市街化区域に編入された区域）

(2) 排水区域（雨水）：合計10か所

- ・線引き見直しによる追加・・・①～⑩
（過去の線引き見直しにより市街化区域に編入された区域）

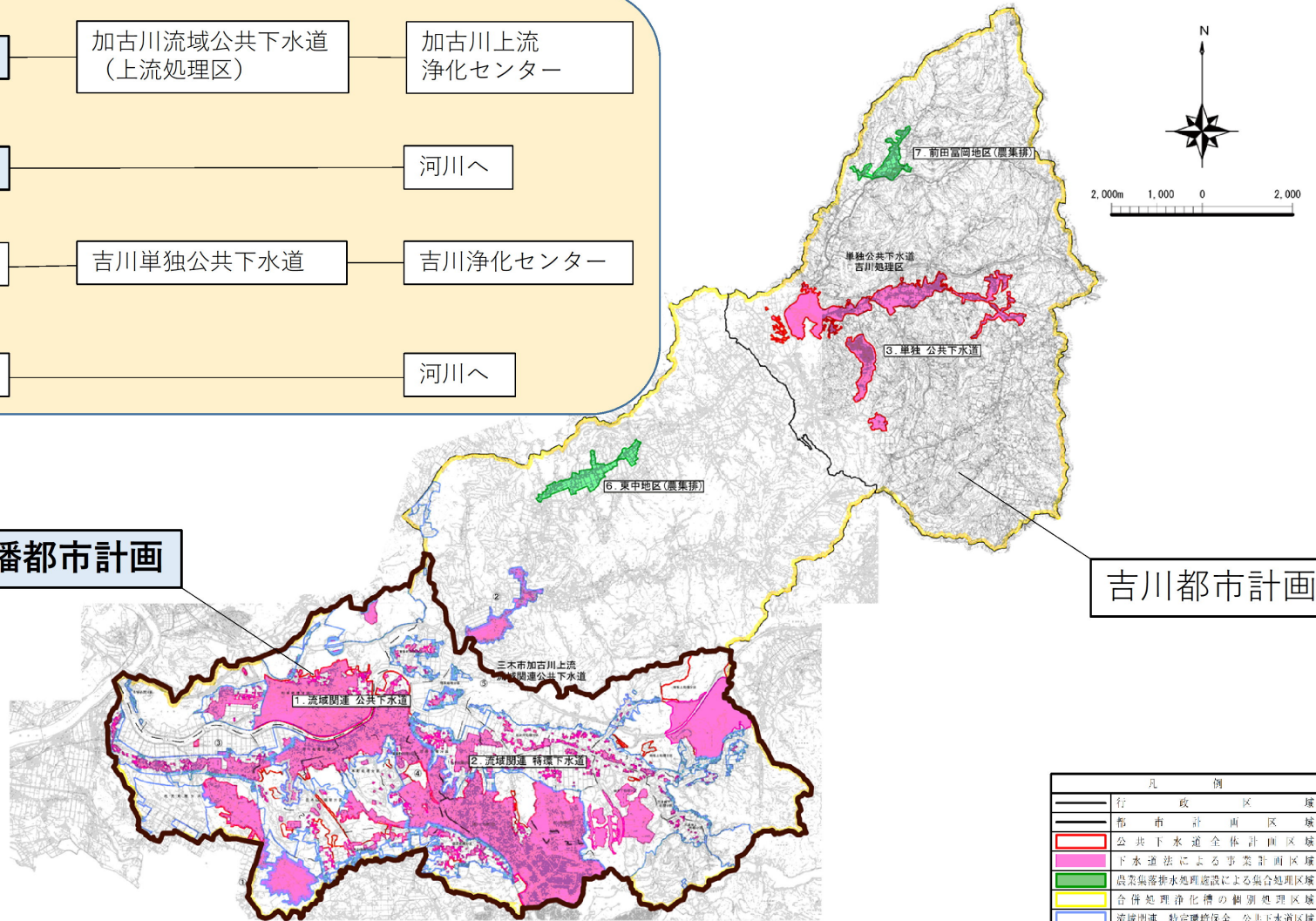
東播都市計画 下水道の変更



今回の変更

東播都市計画

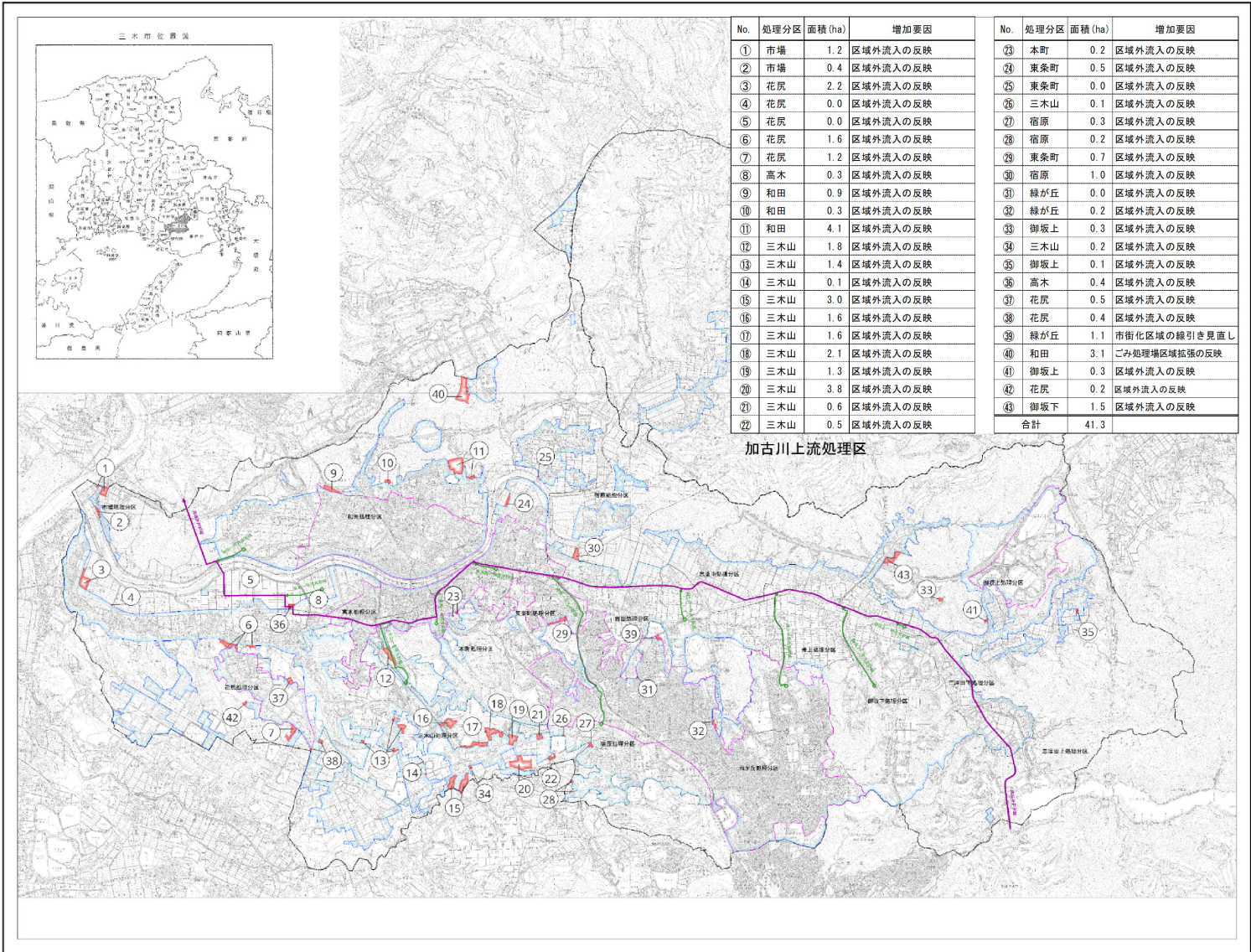
吉川都市計画



凡 例	
	行政区域
	都市計画区域
	公共下水道全体計画区域
	下水道法による事業計画区域
	農業集落排水処理施設による集約処理区域
	合併処理浄化槽の個別処理区域
	流域治水 特定環境保全 公共下水道区域
	東播都市計画

東播都市計画下水道増加区域位置図（変更計画）

総 括 図（汚水）



東播都市計画下水道増加区域位置図（変更計画）

総 括 図（雨水）

